

平成28年度介護保険サービス事業者集団指導資料  
(別冊)

平成28年6月

柏原市健康福祉部福祉指導監査課

## 柏原市からの情報提供について

柏原市健康福祉部福祉指導監査課では、介護保険法に基づく事業者の指定ならびに指導および監査に関する事務を行っております。

介護保険サービス提供事業者の方々につきましては、ホームページにより法令改正、通知、新着情報、各種手続き（新規・変更・更新申請）、ならびに指導及び監査などの情報提供を行っておりますので、「柏原市福祉指導監査課のホームページ」の確認を適宜行うようお願いいたします。

### 柏原市健康福祉部福祉指導監査課

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/soshiki/fukushishido/>

○介護保険に関する様式（事業関係）を PDF 形式及び WORD 形式により提供しています。  
(様式の一部は、EXCEL 形式により提供しています。)

○諸手続（新規・変更・更新申請など）の届出方法や届出書類について掲載しています。

#### ●介護保険関係参考資料のページ

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2014090200088/>

○3月に柏原市で開催しました平成27年度介護報酬改定説明会の資料や、報酬改定に係る厚労省からのQ&Aなどを掲載しています。

### 柏原市健康福祉部高齢介護課

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/soshiki/koreikaigo/>

※柏原市のトップページから福祉指導監査課のホームページを表示する場合は、市のトップページの上段にあるキーワード検索欄の横の「組織から探す」を選択し、一覧の中から「福祉指導監査課」及び「高齢介護課」を選択してください。

## 地域密着型サービス共通事項

項目	条例等に定められた基準	指導した際によくあるケースと改善ポイント
利用者について	<p>事業の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業においては、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が二十九人以下であつて市町村の条例で定める数であるものの開設者）の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所（第七十八条の十三第一項及び第七十八条の十四第一項を除き、以下この節において「事業所」という。）ごとに、当該指定をする市町村長がその市町村が行う介護保険の被保険者（特定地域密着型サービスに入所等をしている住所地特例適用要介護被保険者を含む。）に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 柏原市の被保険者であることを確認していない。</li> </ul> <p>&lt;ポイント&gt;</p> <p>地域密着型サービスは、指定については市町村長が行い、原則として当該市町村の被保険者に限り利用できる。 他の市町村の被保険者の利用相談があつた場合は当該他の市町村の保険者に相談。</p>
<b>認知症対応型共同生活介護</b>		

## 認知症対応型共同生活介護 計画の作成

1 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。	<input type="radio"/> 計画作成担当者が、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した介護計画を作成していない。または記載内容に不足・不備がある。
2 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。	<input type="radio"/> 介護計画が更新されていない。または、変更の必要があるにもかかわらず変更されていない。
3 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成する手段の具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。	<input type="radio"/> 介護計画の内容について利用者又はその家族に対し、説明し同意を得ずに作成している。
4 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。	<input type="radio"/> 入居者が入居しているユニット以外の計画作成担当者により介護計画が作成されている。
5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。	<input type="radio"/> 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。
7 第2項から第5項までの規定は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。	

項目	条例等に定められた基準	指導した際によくあるケースと改善ポイント
医療連携体制加算	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、医療連携体制加算として、1日につき定単位数を加算する。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>イ 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保していること。</p> <p>ロ 看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。</p> <p>ハ 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。</p>	<p>○ 看護師による24時間連絡できる体制が確保されていない。</p> <p>○ 医療連携体制加算を算定している事業所が行うべき具体的なサービスとしては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者に対する日常的な健康管理</li> <li>・ 通常時及び特に利用者の状態悪化時ににおける医療機関（主治医）との連絡・調整</li> <li>・ 看取りに関する指針の整備</li> </ul> <p>が想定されており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要である。</p> <p>「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき事項としては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 急性期における医師や医療機関との連携体制</li> <li>② 入院期間中における認知症対応型共同生活介護における居住費や食費の取扱い</li> <li>③ 看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する指針などが考えられる。</li> </ol>
	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者については、看取り介護加算として、死亡日以前4日以上30日以下については1日144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退去了した日の翌日から死亡日までの間又は医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>イ 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。</p> <p>ロ 意思、看護職員（事業所の職員又は当該事業と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションの職員に限る。）、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。</p> <p>ハ 看取りに関する職員研修を行つてること。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者次のいずれにも適合している利用者</p> <p>イ 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。</p> <p>看取りに関する指針を定めること。</p>	<p>・ 看取りの介護加算は、基準に適合する看取り介護を受けた利用者が死亡した場合に、死亡日を含めて30日を上限として算定できる。当該利用者が、死亡前に退居等した場合でも算定可能であるが、その際には、当該事業所において看取り介護を直接行つていない退居等した日の翌日から死亡日までの間は、算定することができない。したがって、退居した日の翌日までの期間が30日以上あつた場合には、看取り介護加算を作成されなければならない。</p> <p>・ 当該事業所を退居等した月と死亡した月が異なる場合が死亡月にまとめて算定可能であるが、看取り介護加算は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションの職員に限る。）、介護職員等が共同して、利用者の状態又は家族の求め等に応じて、当該指針の内容を説明し、文書にて同意を得ておくことが必要である。</p> <p>・ 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、退居等の後も、継続して利用者の家族への指導や医療機関に対する情報提供等を利用する家族への指導や医療機関に対する情報提供等を行うことが必要であり、利用者の家族、入院先の医療機関等との継続的な関わりの中で、利用者の死亡を確認することができる。なお、情報の共有を円滑に行う観点から、事業所が入院する医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることについて、退居等の際、本人又は家族に対して説明し、文書にて同意を得ておくことが必要である。</p> <p>・ 本人またはその家族への説明、同意や経過等については、は、適切な看取り介護が行われていることが担保されるよう、記録しておく必要がある。</p>

## 変更届提出書類一覧（通所介護・介護予防通所介護）

- 届出について
  - サービス情報の変更届については、事業所単位での届出となります。例えば、同一所在地に同一法人の運営する複数の指定事業所があり、それぞれ移転するような変更が生じた場合、それその事業所から届出が必要となります。
  - 届出の期限は変更日から10日以内となっています。
  - 届出方法が来庁となる場合は、事前に電話で日時をご予約のうえ、持参してください。
  - また、届出方法が郵送の場合でも、ある事柄が原因で、来庁と郵送の二つの変更届出が必要となる場合には、来庁して一括で届出してください。（例：事業所移転に伴う管理者の変更等）
  - なお、届出方法が郵送となる場合は、窓口に持参していただいている届出については、窓口に持参しても結構です。
  - 提出書類
    - 内容によっては必要となる書類が変わることがあります。
    - 資格証・証明書等の写しには、必ず法人代表者名で原本証明を行ってください。

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
運営規程	①定員、単位の変更 注1 <input type="checkbox"/> 変更届出書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 指定に係る記載事項（付表6）※1 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（複数単位ある場合は単位ごとに作成）（変更日から4週間分、従業者全員分で作成） <input type="checkbox"/> 変更届連絡票、定型封筒（82円切手貼付）※2  ②サービス提供時間、営業日、営業時間 <input type="checkbox"/> 従業者数の変更 注2 <input type="checkbox"/> ③他の費用（食事代等）の変更 <input type="checkbox"/> ④通常の実施地域、その他の費用（食事代等）の変更 <input type="checkbox"/> ⑤区画整理等により住居表示が変更となった場合 <input type="checkbox"/> 変更届出書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 指定に係る記載事項（付表6）※1 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（複数単位ある場合は単位ごとに作成）（変更日から4週間分、従業者全員分で作成）（②、③のみ） <input type="checkbox"/> □生活相談員、機能訓練指導員については資格を証する書類の写し（未提出の者のみ） <input type="checkbox"/> □住居表示変更の証明書等の写し（⑤のみ） <input type="checkbox"/> □変更届連絡票、定型封筒（82円切手貼付）※2 ●⑥の変更の場合は、運営規程の提出は不要です。 <span style="color: red;">●において運営規程を変更しておいてください。</span> ⑥上記①～⑤以外のその他運営規程の変更 <input type="checkbox"/> 変更届出書（様式第4号） <input type="checkbox"/> □指定にかかる記載事項（付表6）※1 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 変更届連絡票、定型封筒（82円切手貼付）※2	来 庁 郵 送	注1 定員、単位の変更については、大幅に増減（前年度から25%以上の増減）する場合、報酬算定に影響しますので、事前に届出してください。 定員変更・単位追加に伴い区画が変更になる場合は、平面図と写真の添付も必要になります。
事業所の名称	<input type="checkbox"/> 変更届出書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 指定に係る記載事項（付表6）※1 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 変更届連絡票、定型封筒（82円切手貼付）※2  ●事業所番号は、同一所在地、同一名称の事業所に対して1つの事業所番号を付与しています。そのため以下のようになります。 ①同一所在地で複数の介護保険サービス事業を同一事業所名称で運営しており、その一部の事業につき事業所名称を変更した場合 ②異なる事業所名称で事業を運営していたが、同一名称に統一するような場合	来 庁	事業所名が定められたっている場合は、定められた手続きが必要です。（「法人情報に変更があった場合」参照） 別の所在地にある事業所と同一名称を使用することはできません。 事業所番号が変更になる場合は事前にご相談ください。
事業所の所在地（移転）	<input type="checkbox"/> 変更届出書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 指定に係る記載事項（付表6）※1 <input type="checkbox"/> 平面図（各部屋の用途、面積を明示） <input type="checkbox"/> 変更された部分の写真（カラー） <input type="checkbox"/> 設備・備品等一覧表 <input type="checkbox"/> 変更届連絡票、定型封筒（82円切手貼付）※2  ●怕原市域を越える移転の場合は、届出先や届出方法が異なりますので、「権限移譲に伴う事業所を移植する場合の注意事項について」を参考し、 <u>移転前に所轄行政厅にご相談ください。</u>	来 庁	改めて事前協議が必要となります。移転を検討する時点で早めにご相談ください。 特別養護老人ホーム等の福祉施設や病院等の医療施設を使用する場合は当該施設の所管課において事前に手続きしてください。
建物の構造、設備、専用区画の変更	<input type="checkbox"/> 変更届出書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 指定に係る記載事項（付表6）※1 <input type="checkbox"/> 平面図（各部屋の用途、面積を明示） <input type="checkbox"/> 変更された部分の写真（カラー） <input type="checkbox"/> 設備・備品等一覧表 <input type="checkbox"/> 変更届連絡票、定型封筒（82円切手貼付）※2  ●食堂・機能訓練室等の区画が変更になる場合、 <u>事前協議が必要です。</u> 事前にご相談ください。 ●入浴施設等、計算の対象になる設備を新たに追加・変更しても加算届の提出が無い場合、算定できません。 ●介護福祉施設等の建物の一つに事務所を設置している場合は施設内の位置関係等を確認しますので当該施設のフロア図も必要となります。	来 庁	補助金を受けて開設した事業所は、必ず整備補助担当課と事前に協議してください。 特別養護老人ホーム等の福祉施設や病院等の医療施設を使用する場合は当該施設の所管課において事前に手続きしてください。
介護給付費算定に係る体制（加算項目）	●詳細については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出の提出書類一覧」をご参照ください。	来 庭	15日までに届け出た場合、翌月1日から、16日以降の届出となった場合は、翌々月1日からの算定開始となります。 なお、処遇改善加算は届出期日が異なりますのでご注意ください。

次ページへ続く



スマートフォンサイト

携帯サイト

Multilingual

別紙様式5

## 介護職員処遇改善実績報告書（平成 年度）

トップ	くらし・手続きの見どころ	子育て・教育	福祉・健康	まちづくり・環境	市政情報	安全・安心
-----	--------------	--------	-------	----------	------	-------

[TOP > 組織および各課のページ](#) > [福祉指導監査課](#)  
[TOP > 分野 > 福祉・健康・医療](#)

### 【介護保険サービス事業者・障害福祉サービス事業者】平成27年度介護職員処遇改善加算等の実績報告について

2016年4月28日

(1) 介護職員処遇改善加算 [介護保険サービス事業者対象]

※次のサービス（予防を含む）は算定対象外です。

訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援

(2) 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算 [障害福祉サービス事業者対象]

※次のサービスは算定対象外です。

地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援

#### 1. 平成27年度介護職員処遇改善加算等の実績報告について

介護職員処遇改善加算につきましては、算定を受けていたいただく必要があります。算定を受けた場合には、各事業年度における最終の加算の支払を受けた月の翌々月の末日までに実績報告書の提出が必要です。平成27年度当該加算を算定している事業所は平成28年8月1日（月曜日）までに実績報告書を提出する必要があります。

#### 2. 報告書類について

- 報告様式及び添付書類について（[介護職員処遇改善加算等についてのページへリンク](#)）

#### 3. 提出期日・提出先

提出期日：平成28年8月1日（月）必着（郵送可）

提出先：柏原市役所健康福祉部指導監査課 別館2階

〒582-8555 柏原市安堂町1番55号

#### 【留意事項】

○複数の介護保険サービス事業所又は障害福祉サービス事業者について、改善報告書記載事項を一括して作成することができますが、大阪府内で事業所の所在する市町村が複数にまたがる場合、権限を有する市町村又は大阪府（事務移譲市町村は当該市町村は大阪府）ごとにそれぞれ提出してください。

柏原市長様		介護職員処遇改善加算（I II III IV）
①	算定した加算の区分	平成 年 月 ~ 平成 年 月
②	賃金改善実施期間	円
③	平成 年度分介護職員処遇改善加算総額	円
④	賃金改善所要額（i - ii）	円
i)	加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	円
ii)	加算を算定しない場合（元々の賃金水準）の賃金総額	円
<b>加算（I）の上乗せ相当分を用いて計算する場合</b>		
⑤	平成 年度分介護職員処遇改善加算総額 (加算（I）と加算（II）の比較)	円
⑥	賃金改善所要額（iii - iv）	円
iii)	加算（I）の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	円
iv)	従来の加算（I）を取得した場合の前年度の賃金の総額	円
<b>（2）の期間において実施した賃金改悪の概要</b>		
⑦	（改善した給与の項目及びその金額等について具体的に記載すること）	円
<b>計画における上乗せ相当分を用いて計算している場合は、実績においても加算（I）の上乗せ相当分を用いて計算すること。</b>		
※	⑧ 介護職員常勤換算数（②の期間の総数）	円
※	⑨ 介護職員一人当たり賃金改悪月額 (④ ÷ ⑧または⑥ ÷ ⑧)	円
※	⑩ 介護職員に支給した賃金額（②の期間の総額）	円
※	⑪ 介護職員一人当たり賃金月額（⑩ ÷ ⑧）	円
<b>上記について相違ないことを証明いたします。</b>		
※	⑫ 加算（I）の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用すること。	円
※	⑬ 又は⑤については、別紙様式5（添付書類1）により内訳を添付すること。（任意の様式で可）	円
※	⑭ 他の都道府県に所在する複数の事業所等を一括して提出する場合は、添付書類2及び添付書類3を添付すること。	円
※	⑮ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改悪に伴う増加分も含むことができるものとする。	円
※	⑯ ③と④又は⑤と⑥を比較し、必ず④又は⑥が⑤と⑥が上回らなければならぬこと。	円
※	⑰ なお、上記について虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求について不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。	円

## 【別紙様式2】

## 介護職員処遇改善計画書（平成 年度）

事業所等情報	介護保険事業所番号 2 7			
事業者・開設者名	フリガナ			
主たる事務所の所在地	都・道府・県 電話番号			
事業所等の名称	フリガナ			
事業所の所在地	都・道府・県 電話番号			
※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。				

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、届出以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)、その他の事由により変動があるものである。)

① 算定する加算の区分	介護職員処遇改善加算 ( I II III IV )			
② 介護職員処遇改善加算対象月	平成 年 月 ~ 平成 年 月			
③ 平成 年度介護職員処遇改善加算の見込額				
④ i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)				
ii) 加算を算定しない場合(元々の賃金水準)の賃金の総額(見込額)				
<b>加算(1)の上乗せ相当分を用いて計算する場合</b>				
⑤ 平成 年度介護職員処遇改善加算の見込額(加算(1)と加算(II)の比較)				
⑥ ③) 従来の加算(1)を取得した場合の前年度の賃金の総額(見込額)				
iv) ④) 又は⑥)において計算する際は、③及び④)の代わりに⑤及び⑥)を使用する。				
※ ④)又は⑥)については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。				
※ 他の都道府県等に所在する複数の事業所等を一括して作成し、提出する場合は添付書類2及び添付書類3を添付すること。				
<b>賃金改善の方法について</b>				
⑦ 賃金改善実施期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月			
※原則各年4月～翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはならない。				
⑧ 賃金改善を行う賃金項目	基本給、[ ]手当、[ ]手当、[ ]賞与(一時金) その他( )			
賃金改善を行う方法(一人当たりの平均賃金改善月額等についても可能な限り具体的に記載すること。なお、当該改善額(は見込みかつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み、税引き前であるため、実際の個々人の手取り額とは必ずしも一致しない。)				
⑨				

(2) キャリアパス要件について

次の内容にあてはまるものに○をつけること。	
要件I	次の①から③までのすべての要件を満たす。 ① 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。 ② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。 ③ 就業規則等の明確な限拠規定を書面で整備し、すべての介護職員に周知している。
要件II	※非該当の場合、①から③までの要件をすべて満たすことのできない理由 ※該当の場合、①から③までの要件をすべて満たすことのできない理由
要件III	次の④及び⑤の要件を満たす。 ④ 介護職員との意見交換を踏まえた資質向上の目標 ⑤ ④の実現のための具体的な取り組みの内容(いすれかに○をつけること)。 資格取得のための支援の実施 ※当該支援の内容について下記に記載すること
(注) ⑤のアを選択した場合、本書に資質向上のための計画を添付すること。	
(3) 職場環境等要件について	
(※) 本枠内に記載すること。	
① については平成27年4月以降の、加算(II・III)については平成20年10月から現在までに実施した事項について、必ず1つ以上に○をつけること(ただし、記載するにあたっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と明らかに重複する事項を記載しないこと。)	
② 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対するマネジメント研修や、より専門性の高い介護技術を取得しようとするとする者に対する啓発吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講(研修受講料を含む)の実施やキャリア段位制度と人事考課との連動	
③ 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	
④ 新人介護福祉士取得を目指す者に対するマネジメント研修(キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る)の実施	
⑤ 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入	
⑥ 導入による介護職員の負担・安全衛生法規、休暇・休職制度による雇用管理改善対策の充実	
⑦ ④)による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の勤怠情報管理による業務負担軽減	
⑧ ⑤)による職場内コミュニケーションの円滑化による介護職員の気分を踏まえた勤務環境やケア内容の改善	
⑨ 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	
⑩ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	
⑪ ミーティング等による職場内コミュニケーションの強化	
⑫ 介護職員の健康診断による責任の所在の明確化	
⑬ 介護職員の健常等の健康管理による責任の所在の明確化	
⑭ 健康診断・こころの健常等の健康管理による経営・人材育成理念の見える化	
⑮ 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	
⑯ 中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)	
⑰ 介護職員から正規職員への転換	
⑱ 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	
⑲ 非正規職員から正規職員への転換	
⑳ 職員による業務負担の軽減	
(その他の)	

上記については、雇用するすべての介護職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

平成 年 月 日 (法人名)

(代表者名)

印

は、その旨含む。)を、平成28年3月末までに文書等で周知するようお願ひします。

柏福指内第18号  
平成28年3月2日

## 市内利用定員18名以下の通所介護事業者 代表者様

柏原市健康福祉部指導監査課長

地域密着型通所介護への移行に伴う手続き等について（通知）

平素は、本市介護保険行政にご協力賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、平成28年4月1日から、利用定員18名以下の通所介護事業所については、地域密着型通所介護に移行することとなっています。つきましては、下記のとおり、地域密着型通所介護への移行に伴う手続き等についてお知らせしますので、各事業者において、必要な手続き等を行っていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

### 記

#### 1 運営規程・重要事項説明書等の改正について

##### ①地域密着型通所介護の運営規程等の作成

地域密着型通所介護への移行にあたって、地域密着型通所介護用の運営規程、重要な事項説明書や契約書を作成する必要がありますので、平成28年3月末までに、地域密着型通所介護用の運営規程等を作成してください。作成した運営規程については、平成28年4月28日（木）までに、福祉指導監査課まで提出してください。（変更届出書等の添付は不要です。）

※地域密着型通所介護事業所の運営規程の作成例を、福祉指導監査課のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

##### ②介護予防通所介護の運営規程等の作成

介護予防通所介護は、これまでどおりとなり、地域密着型サービスには移行しないため、現在通所介護と介護予防通所介護の両方が盛り込まれた運営規程等を作成している場合は、通所介護部分を削除していただく必要がありますので、平成28年3月末までに、改正をお願いします。なお、今回の運営規程の改正にあたって通所介護に関する内容を削除する変更のみの場合は変更届の提出を不要とします。ただし、通常の事業の実施地域等その他の内容で変更がある場合は、変更届を提出してください。

※介護予防通所介護事業所の運営規程の作成例を、福祉指導監査課のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

##### ③利用者への周知

現在利用中の要介護認定を受けている利用者に対して、重要な事項説明書の再交付は必要ありませんが、地域密着型サービスに移行したこと（利用料金に変更がある場合

## 2 運営推進会議の設置について

### ①運営推進会議について

地域密着型サービスに移行するに伴い、地域との連携や運営の透明性の確保を図るため、運営推進会議を設置する必要があります。  
構成メンバー：利用者の家族、地域住民の代表者、柏原市の職員又は地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等

開催回数 : 概ね6月に1回以上（他の地域密着型サービス事業所を併設している場合、まとめて実施することも可）

会議の内容 : ①事業所の活動状況の報告

②運営推進会議による評価を受けること

③運営推進会議から必要な要望、助言等を聴くこと

### ②設置した際の手続きについて

運営推進会議を設置した際には、「参考様式11 運営推進会議の構成員」を福祉指導監査課に届け出ください。なお、構成メンバーのうち、柏原市の職員及び地域包括支援センターの職員につきましては、高齢介護課及び柏原市高齢者いきいき元気センターが担当となります。（参考様式11に記載しています。）また、運営推進会議催のお知らせ等につきましては高齢介護課介護業務係（TEL 072-972-1571 FAX 072-970-3081）、柏原市高齢者いきいき元気センター（TEL 072-970-3100 FAX 072-970-3200）までお願いします。

### 3 利用者について

地域密着型サービスに移行することに伴い、原則、柏原市の被保険者のみ利用することができます。ただし、平成28年3月31日において、柏原市以外の被保険者が利用していた（利用契約がある）場合は、その被保険者の保険者である市町村から指定されたこととみなされ、引き続き利用することができます。  
なお、平成28年4月1日以降に他市町村の被保険者を新規に受け入れる場合は、当該市町村に対する申請等が必要となりますので、必ず事前に当該他市町村に相談を行ってください。また、その際には柏原市高齢介護業務係にもご連絡いただきますようお願いします。

### 4 記録の保存年限について

個別サービス計画や事故記録など、5年間の保存が義務付けられている記録については、地域密着型通所介護に移行した後も、これまでと同様にサービス提供の日から5年間保存していただけます。また、通所介護の記録についても、現状どおり5年間保存してください。

## 5 定款について

法人の定款で、実施する事業に地域密着型サービスが位置付けていない場合は、定款及び法人登記の変更が必要となります。貴法人の定款をご確認いただき、地域密着型サービスが位置づけられていない場合は、定款及び法人登記の変更をお願いします。（一般的には、定款の第2条で目的が規定されており、法人が実施する事業が掲載されています。）なお、今回の定款の変更に係る届出は不要とします。  
※可能な限り平成29年3月末までに変更手続きをお願いします。なお、平成29年4月から本市において新しい介護予防・日常生活支援総合事業が開始されることに伴い、同様に定款等の変更の必要がありますので、あわせて変更することもご検討ください。

※定款記載例：介護保険法に基づく地域密着型サービス事業

（今後地域密着型介護予防サービスを実施する予定がある場合は、「介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業」も追加）  
(参考) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業を実施する場合の定款記載例  
例① 介護保険法に基づく介護予防通所介護おおよび第1号通所事業  
例② 介護保険法に基づく介護予防・日常生活総合事業

## 6 その他

福祉指導監査課ホームページに、地域密着型通所介護への移行に伴う手続きや参考様式等を掲載しておりますので、ご確認ください。  
【利用定員18名以下の通所介護事業の皆様へ】 地域密着型通所介護への移行に伴う手続き等について <http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2016020400018/>  
なお、平成28年4月以降、変更の届出等の手続きは地域密着型サービスの様式を使用していただく必要がありますので、ご注意ください。地域密着型通所介護の各種様式については、3月中に福祉指導監査課ホームページの「介護保険サービス事業者関係」の「指定地域密着型サービス・指定地域密着型介護予防サービス」内に掲載する予定です。

また、地域密着型通所介護への移行に際して追加で手続きをお願いする可能性もありますので、その際はご対応いただきますようよろしくお願いします。

### 【問い合わせ先】

柏原市健康福祉部福祉指導監査課  
TEL 072-971-5202  
FAX 072-971-1801  
メール fukushishido@city.kashiwara.osaka.jp

居宅介護支援における特定事業所集中減算チエックシート（提出用 兼 保存用）

柏原市長様

平成28年3月10日

法人名	株式会社 ○○居宅介護支援センター	法人登記印 印
代表者の職・氏名	代表取締役 ○○ ○○	
事業所番号	2 7 7 4 6 ○ ○ ○ ○	
事業所名	○○居宅介護支援センター	
事業所住所	柏原市〇一丁目2番3号	
電話番号	072-000-0000	
管理者氏名	○○ ○○	

平成 27 年度	後期	判定期間	前期(3/1~8月末日)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
( 前期 )	( 後期 )		後期(9/1~2月末日)	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
① (訪問介護) を位置づけた居宅サービス計画数	70	80	75	80	70	75	450	450	450	A
②紹介率最高法人を位置づけた居室サービス計画数	35	35	45	40						B
(訪問介護) 法人 率最高 法人	株式会社 ○○訪問介護センター	柏原市○○二丁目3番4号								
③割合 (B÷A×100)		○○訪問介護センター(2770000000)	△△訪問介護センター(2770000000)	小數点第2位以下切り上げ						
④80%を超える場合の理由を、下表のア～カにより記載して下さい。										
①(訪問看護) を位置づけた居宅サービス計画数	30	35	30	30	28	30	183	183	183	A
②紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数	27	30	28	20	20	28	153	153	153	B
(訪問看護) 法人 率最高 法人	社会福祉法人 事業所名1 (事業所番号)	柏原市○○二丁目3番4号								
③割合 (B÷A×100)		○○訪問看護ステーション(2770000000)	△△訪問看護ステーション(2770000000)	小數点第2位以下切り上げ						
④80%を超える場合の理由を、下表のア～カにより記載して下さい										
①(通所介護) を位置づけた居宅サービス計画数	30	35	40	38	37	40	220	220	220	A
②紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数	27	28	28	33	32	36	184	184	184	B
(通所介護) 法人 率最高 法人	株式会社 △△デイサービス 事業所名1 (事業所番号)	柏原市○○三丁目1番1号								
③割合 (B÷A×100)		××デイサービス(2770000000)	△△デイサービス(2770000000)	小數点第2位以下切り上げ						
④80%を超える場合の理由を、下表のア～カにより記載して下さい										

① (短期入所生活介護) を位置づけた居宅サービス計画数	7	7	7	8	9	11	49	…A
②紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数	7	7	7	7	7	7	42	…B
紹介 法人	法人の名称	株式会社 △△						
紹介 法人	法人の住所	柏原市○○三丁目2番1号						
紹介 法人	事業所名1 (事業所番号)	特別養護老人ホーム△△(2770000000)						
紹介 法人	事業所名2 (事業所番号)	特別養護老人ホーム○○(2770000000)						
③割合 (B÷A×100)	単位 : %	85.8%						
④80%を超えている場合の理由を、下表のア～カにより記載して下さい								
①(認知症対応型通所介護) を位置づけた居宅サービス計画数	7	9	11	12	13	11	63	…A
②紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数	7	7	9	10	11	11	55	…B
紹介 法人	法人の住所	柏原市○○三丁目1番1号						
紹介 法人	事業所名1 (事業所番号)	××デイサービス(2770000000)						
紹介 法人	事業所名2 (事業所番号)	△△デイサービス(2770000000)						
③割合 (B÷A×100)	単位 : %	87.4%						
④80%を超えている場合の理由を、下表のア～カにより記載して下さい								
①(訪問介護) を位置づけた居宅サービス計画数	70	80	75	80	70	75	450	A
②紹介率最高法人を位置づけた居室サービス計画数	35	35	45	40				B
(訪問介護) 法人 率最高 法人	株式会社 ○○訪問介護センター	柏原市○○二丁目3番4号						
③割合 (B÷A×100)	単位 : %	54.4%						
④80%を超えている場合の理由を、下表のア～カにより記載して下さい								
①(訪問看護) を位置づけた居宅サービス計画数	30	35	30	30	28	30	183	A
②紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数	27	30	28	20	20	28	153	B
(訪問看護) 法人 率最高 法人	社会福祉法人 事業所名1 (事業所番号)	柏原市○○二丁目3番4号						
③割合 (B÷A×100)	単位 : %	83.6%						
④80%を超えている場合の理由を、下表のア～カにより記載して下さい								
①(通所介護) を位置づけた居宅サービス計画数	30	35	40	38	37	40	220	A
②紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数	27	28	28	33	32	36	184	B
(通所介護) 法人 率最高 法人	株式会社 △△デイサービス 事業所名1 (事業所番号)	柏原市○○三丁目1番1号						
③割合 (B÷A×100)	単位 : %	83.7%						
④80%を超えている場合の理由を、下表のア～カにより記載して下さい								

- \* この書類は事業所ごと作成して下さい。（提出期限：前期・・・9月15日、後期・・・3月15日）
- \* ケアプランに位置づけたサービスのうち判定対象となるすべてのサービスについて、記載してください。書ききれない場合は、「別紙」を作成し、記載してください。
- \* いずれかのサービスの割合について、80%を超えている場合は、この書類と返信用封筒（82円切手貼付）を、柏原市健康福祉部指導監査課に提出してください。（審査結果を受け取った場合は返信用封筒不要）
- \* 減算適用期間は、判定期間が前期の場合は、10月1日～3月31日、後期は4月1日～9月30日となります。
- \* 記載された理由が正当な理由であるかについては、柏原市が適正に判断します。

へい せい ねん がつ つい たち  
平成 28 年 4 月 1 日 か ら  
しょう がい しゃ さ べつ かい しょう ほう  
障害者差別解消法  
が スタート しま す！

この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、  
とも い しゃかい め ざ みと あ  
共に生きる社会をつくることを目指しています。

(注) 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。



しょう がい しゃ さ べつ かい しょう ほう

# 障害者差別解消法って 知っていますか？

この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めていきます。そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

## <不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供>

### 「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人にに対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。  
これを「不当な差別的取扱いの禁止」といいます。

### 「合理的配慮の提供」とは？

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。  
この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき<sup>(※)</sup>に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めていきます。

これを「合理的配慮の提供」といいます。

※ 言語（手話を含む。）、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。



たいしょう

しょうがいしゃ

## 対象となる「障害者」は？

この法律に書いてある「障害者」とは、障害者手帳をもっている人のことだけではありません。  
身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害のある人も含む。）、その他心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。（障害児も含まれます。）

たいしょう

じぎょうしゃ

## 対象となる「事業者」は？

この法律に書いてある「事業者」とは、会社やお店など、同じサービスなどをくりかえし継続する意思をもって行う人たちです。  
ボランティア活動をするグループなども「事業者」になります。

たい おう よう りょう

たい おう し しん

## 「対応要領」「対応指針」とは？

### ▼ 対応要領

国・都道府県・市町村などの役所は、それぞれの役所で働く人が適切に対応するために、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応要領」を、障害のある人などから意見を聴きながら作ることとされています。

役所で働く人は、この対応要領を守って仕事をします。

※ 都道府県や市町村など地方の役所は、「対応要領」を作ることに努めることとされています。

### ▼ 対応指針

事業を所管する国の役所は、会社やお店などの事業者が適切に対応できるようにするために、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応指針」を、障害のある人などから意見を聴きながら作ることとされています。事業者は「対応指針」を参考にして、障害者差別の解消に向けて自主的に取り組むことが期待されています。

事業者が法律に反する行為を繰り返し、自主的な改善を期待することが困難な場合などには、国の役所に報告を求められたり、注意などをされることがあります。

定める機関	対象	
対応要領	国・都道府県・市町村などの役所	役所で働く人
対応指針	事業者を所管する国の役所	会社やお店などの事業者

ふとう さべつてきとりあつか

# 不当な差別的取扱い

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない人にはつけない条件をつけることなどが禁止されます。

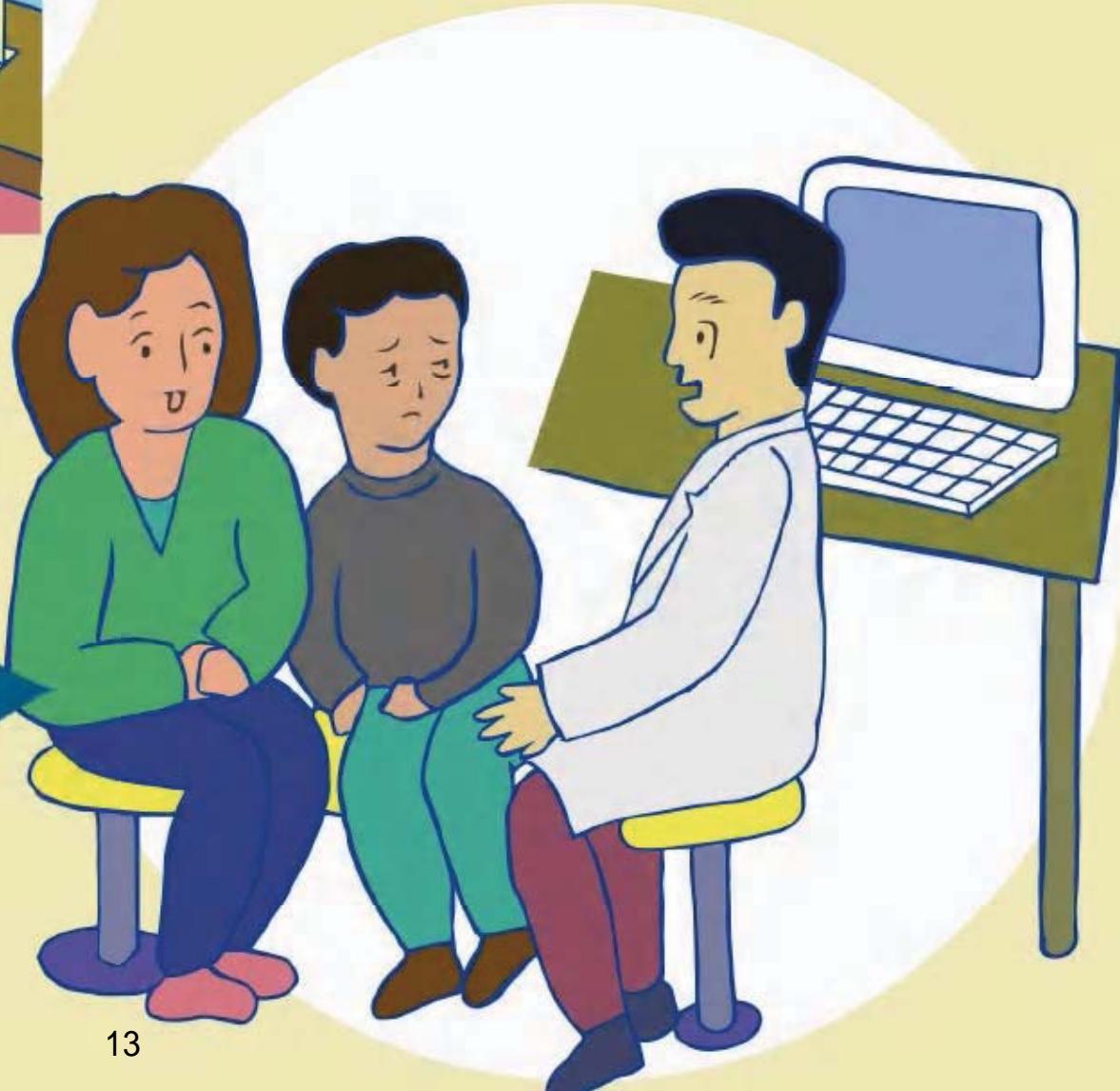
正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが大切です。

ふとう さべつてきとりあつか ぐたいれい

## 〈不当な差別的取扱いの具体例〉



ほんにん むし  
**本人を無視して**  
かいじょしゃ しえんしゃ  
**介助者や支援者、**  
つそひと  
**付き添いの人だけに**  
はな  
**話しかける。**



がっこう じゅけん にゅうがく きよひ  
学校の受験や、入学を拒否する。



しうがいしゃ む ぶっけん  
障害者向け物件はないと  
い たいおう  
言って対応しない。

ほ ご し ゃ かいじょ し ゃ  
保護者や介助者が  
いっしょ  
一緒にいないと  
みせ い  
お店に入れない。



# 合理的配慮

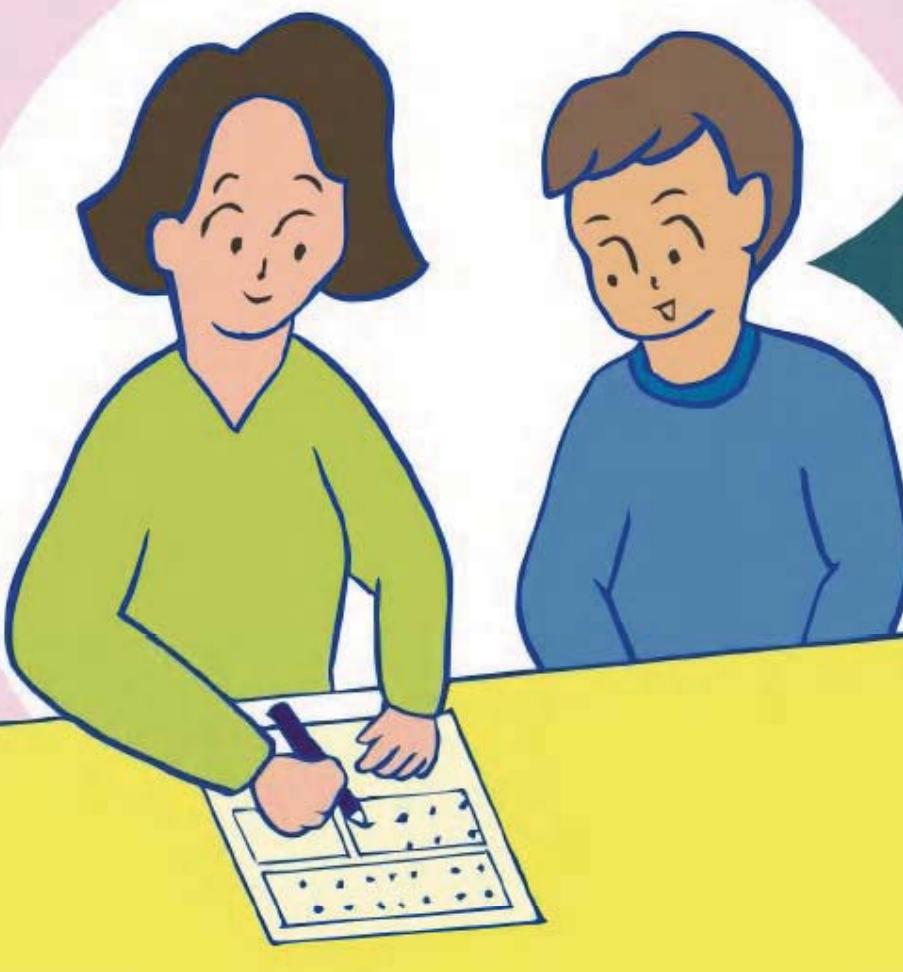
合理的配慮は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）が求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

たとえば、従業員が少ないお店で混雑しているときに、「車いすを押して店内を案内してほしい」と伝えられた場合に、話し合ったうえで、負担が重すぎない範囲で、別の方針をさがすなどが考えられます。その内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

## 〈合理的配慮の具体例〉



障害のある人の  
障害特性に応じて、  
座席を決める。



しょうがい ひと  
障害のある人から、  
じぶんのかこ むづか  
「自分で書き込むのが難しいので代わり  
か に書いてほしい」と伝えられたとき、  
か か もんだい  
代わりに書くことに問題がない書類の  
ばあい ひと いし じゅうぶん  
場合は、その人の意思を十分に  
かくにん か か  
確認しながら代わりに書く。



いし つた あ  
え  
意思を伝え合うために絵や  
しやしん  
写真のカードやタブレット  
たんまつ  
端末などを使う。



だんさ ばあい  
段差がある場合に、スロープ  
つか ほじよ  
などを使って補助する。

ごうり でき はいりょ じれい ない かくふ  
合理的配慮の事例が内閣府のホームページ  
にあります。

ごうり でき はいりょ  
合理的配慮サーチ

けんさく 検索

ごうり でき はいりょ  
合理的配慮サーチでは、障害の種別や生活の場面から  
じれい  
事例をさがすことができます。法の施行と相まって、今後、  
くたいれい しゅうしゅう ちくせき  
さらに具体例を収集・蓄積し、内容を充実させていきます。  
16 ないよう じゅうじつ

こま

# 困ったときは…

しょうがい ひと ふとう さべつ てきとりあつかう ごうり てきはいりよ ていきょう  
障害のある人は、不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかつたなど、  
こま ちいき みぢか そうだん うつ まどくち そうだん  
困ったことがあつたら、地域の身近な相談を受け付ける窓口に相談してください。

ち いき なか

## 地域の中のつながり

とどうふけん しちょうせん しょうがいしゃ さべつ かいしょう とりくみ おこな  
都道府県や市町村においては、障害者差別を解消するための取組を行うネットワークとして、  
ちいき さまさま かんけい きかん しょうがいしゃ さべつかいしよう しえん ちいききょうぎ かい  
地域の様々な関係機関などによる「障害者差別解消支援地域協議会」をつくることができることと  
されています。

しょうがいしゃ さべつ かいしょう かんけいしゃ はな あは たが かおみ かんけい  
障害者差別を解消するために、関係者が話し合う場をつくり、互いに「顔が見える」関係ができれば、  
たがりかい 互いを理解しやすくなります。

しょうがい ひと ひとともく ちいき いっぽ ちいききょうぎ かい  
障害のある人もない人も共に暮らせる地域づくりの一歩として、この地域協議会をつくることが  
きたい 期待されます。



内閣府

ないがくふ せいさくとうかつかん きょうせいしゃかいせいさくたんとう づきしょうがいしゃ し さくたんとう  
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付障害者施策担当  
とうきょうと ちよだ く ながたちょう ちゅうおうごうどうちょうしゃ ごうかん  
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館  
電話：03-5253-2111 ファックス：03-3581-0902  
ホームページ：<http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

協力校：愛知県立半田特別支援学校 桃花校舎、筑波大学附属大塚特別支援学校、

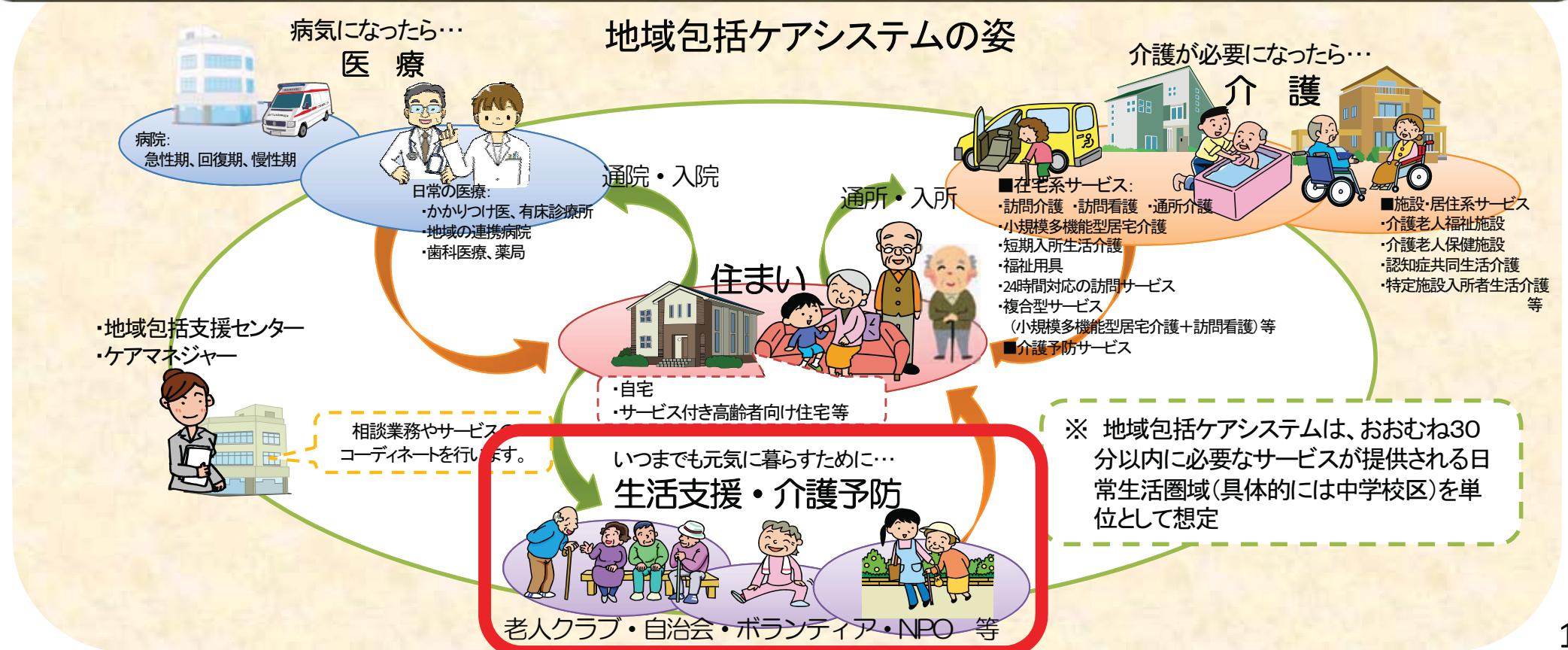
福島県立いわき養護学校くぼた校

協力者：佐々木 信行 氏、筑波大学 柄植 雅義 氏、明蓬館高等学校 南雲 明彦 氏

※このリーフレットは、知的障害のある方などから御意見をいただきながらつくられたものです。

## 地域包括ケアシステムの構築について

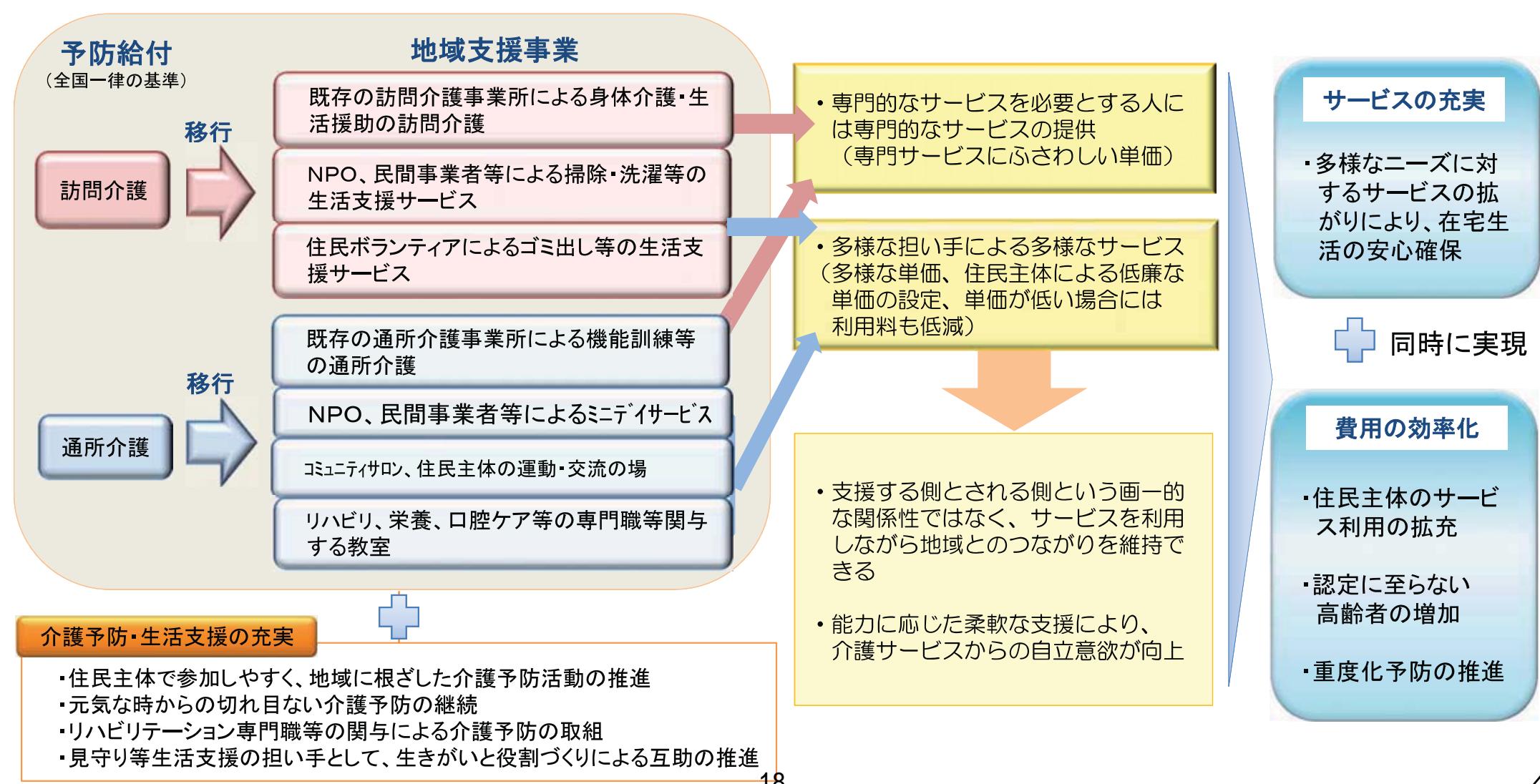
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)**の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**。
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要。



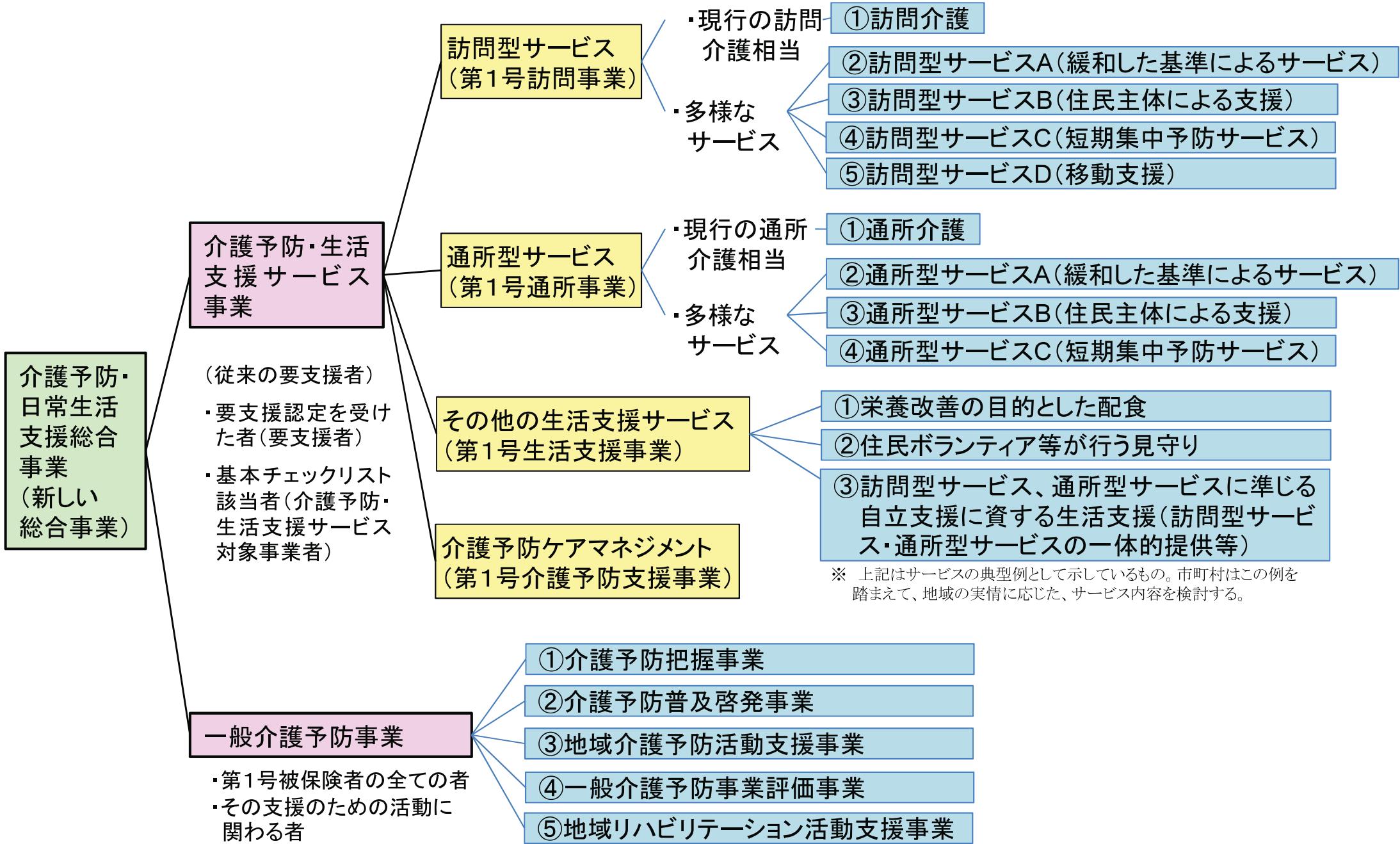
### 第1 総合事業に関する総則的な事項

## 【参考】総合事業と生活支援サービスの充実

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が**地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行**(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど**地域の多様な主体を活用して高齢者を支援**。高齢者は支え手側に回ることも。



# 【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



## 第2 サービスの類型

- 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す(別紙参照)。(P20~)

### ①訪問型サービス (P21~)

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) -認知機能の低下により日常生活に支障がある 症状・行動を伴う者 -退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	・体力の改善に向けた支援が必要なケース -ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3~6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスB に準じる	
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)	

## ②通所型サービス (P22~) ※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3~6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

## ③その他の生活支援サービス (P23~)

- その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一體的提供等)からなる。